

広島県教育委員会規則第三号

広島県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年四月一日

広島県教育委員会

委員長 大野 徹

広島県立高等学校学則の一部を改正する規則

広島県立高等学校学則（昭和二十八年広島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一広島県立吉田高等学校の項中

普通科  
地域開発科  
生産流通システム科  
生活福祉科  
アグリビジネス科

を

普通科  
生活福祉科  
アグリビジネス科

に改める。

附則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。